

補助率2／3 上限30万円

猪名川町危険木伐採支援事業補助金 危険木伐採等の費用を補助します

1 事業の概要

住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護するため、町内の危険木の伐採等を行うものに対し、費用の一部を補助します。

2 対象となる危険木

森林法第2条第1項に規定する森林内にある胸高直径20cm以上かつ樹高5m以上で、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある①住宅その他の建物等に損害を与えるおそれのある樹木、②通行の支障となるおそれのある樹木をいいます。

3 補助金の交付対象者

補助金の交付対象者は、以下に掲げる者としてします。

- (1) 危険木を所有する者
- (2) 危険木の倒木により被害を受けるおそれのある住宅等の所有者又は管理者で、危険木を所有する者から事業実施の承諾を受けている者に限ります。
- (3) 危険木の倒木により人命への被害や通行の支障が生じるおそれのある道路が存する地域の地元自治会及びその他団体の代表者等

※ただし、(1)と(2)が同一若しくは生計が同一である場合は対象外とします。

4 補助金の対象経費

危険木の伐採等（ただし、伐根は除く。）に要する経費とします。

5 補助金の額等

対象経費の3分の2以内で、30万円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※ただし、予算で定めた額の範囲内となります。

※補助金の交付は、1人（その生計同一者を含む）につき1年度内において1回限りとします。

6 事業の流れ

事業実施前にご相談ください！

事業実施後は、申請を受付できませんのでご注意ください

- (1) 農業環境課に連絡
- (2) 伐採事業者への相談・見積
- (3) 町へ「補助金交付申請書」を提出
- (4) 町より交付決定通知書を送付
- (5) 伐採請負契約・工事着手（伐採届が必要な場合は最短30日後になります。）
- (6) 伐採完了後に町へ「実績報告書」「補助金請求書」を提出
- (7) 町より補助金交付

問い合わせ・お申込み

猪名川町役場農業環境課 森林・里山担当

電話：072-766-8709

メール：nougyo@town.inagawa.lg.jp